

第 6 次三宅村総合計画

令和 4 年度～令和 13 年度

(2022～2031)

令和 3 年 12 月

東京都三宅村

目次

第1編 総論.....	4
第1章 計画の策定にあたって.....	4
1. 計画策定の目的.....	4
2. 計画策定の視点.....	5
3. 計画の構成と期間.....	6
第2章 三宅村の現況と課題.....	7
1. 三宅村政の諸条件.....	7
2. 産業構造の推移.....	8
3. 人口構造の推移.....	9
第2編 基本構想.....	11
第1章 村の基本理念と10年後の将来像.....	11
第2章 施策の大綱.....	13
第3編 基本計画.....	15
基本方針1 島に誇りと愛着をもつ人づくり.....	15
基本施策1. 子育てへの支援.....	15
基本施策2. 魅力ある学校づくり.....	17
基本施策3. 豊かな心の育成.....	19
基本方針2 生涯を通して活躍できる環境づくり.....	20
基本施策1. 多様な学習機会の提供.....	20
基本方針3 安心して健やかに暮らせる地域づくり.....	24
基本施策1. 地域支え合いの支援.....	24
基本施策2. 健康づくりへの支援.....	28
基本方針4 快適な暮らしづくり.....	30
基本施策1. 快適な居住環境づくり.....	30
基本施策2. 快適な生活環境づくり.....	31
基本施策3. 情報基盤の整備.....	32
基本方針5 交通・移動の便利な島づくり.....	33
基本施策1. 道路の整備.....	33
基本施策2. 公共交通体系の整備.....	34
基本施策3. 島の玄関口の整備.....	35
基本方針6 災害に強い島づくり.....	36
基本施策1. 減災・防災対策の強化.....	36
基本施策2. エネルギー供給体制の整備.....	38
基本方針7 地域資源を活かした産業づくり.....	39
基本施策1. 地域特性を生かした農林業の振興.....	39
基本施策2. 地域特性を生かした水産業の振興.....	41
基本施策3. 地域特性を生かした観光業の振興.....	42

基本施策 4. 地域に根差した商工業の振興.....	43
本計画の推進にあたって	44
1. 行政の健全運営と職員の資質向上	44
2. 財政の健全運営.....	45
3. 広域的な交流・連携の推進	46
第4編 総合戦略	47
基本戦略1 活力ある産業を支える人材の確保.....	48
基本戦略2 人的交流の機会創出による活性化.....	50
基本戦略3 ICT利活用を通じた暮らしやすさの向上	51

第1編 総論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的

平成12年7月、三宅島では約2,500年ぶりといわれる雄山山頂からの大噴火が起こり、多量の火山ガスが放出しました。これにより全島民は島外避難を余儀なくされましたが、平成17年2月、火山ガスの放出量低下に伴い、約4年半にも及んだ島外避難指示は解除されました。しかしながら、長期にわたる島外避難の影響により、定住人口の流出、島内産業への打撃、自然環境の破壊など、解決の難しい様々な問題が残りました。

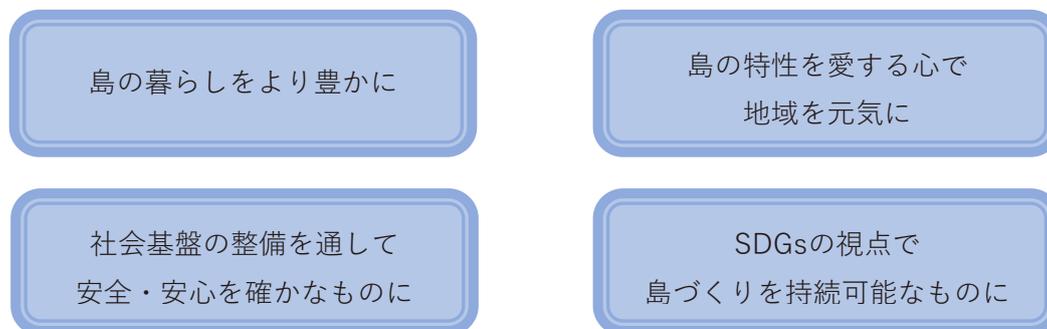
こうした中、村では平成24年12月に、「三宅島民の生活再建」「島の自然と文化・伝統を生かした地域振興」「安全・安心な暮らしを支える社会基盤の整備」の3つの視点に基づき、行政上の総合的な指針として「第5次三宅村総合計画」（平成24年度～令和3年度）を策定し、以来、島民の生活再建支援、観光産業を軸とした各種産業の発展、災害に強く健康で豊かな暮らしを支える社会基盤の整備に取り組んできました。

一方、近年の社会情勢においては、全国的に急速に進む少子高齢化や、技術革新、ライフスタイルや価値観の変化など、複雑かつ多様な変化が進行しており、それらへの対応が求められるところです。厳しい財政状況のなかで、多様化するニーズに応えるため、国及び東京都の政策を踏まえた自治体独自の政策及び財政運営がますます重要となっています。

このような背景の中、第5次三宅村総合計画の成果を検証し、その検証結果をふまえ、本村を取り巻く社会情勢の変化や本村の現状と課題を明らかにした上で、島民全体が今後の取り組みや目標意識を共有できる計画として、「第6次三宅村総合計画」（令和4年度～令和13年度）を新たに策定するものです。

2. 計画策定の視点

第6次三宅村総合計画（以下「本計画」という。）は、第5次三宅村総合計画（以下「第5次計画」という。）の理念を継承しつつ、本村の喫緊の課題に対応したものとするため、次に掲げる視点に基づいて策定しました。



（1）島の暮らしをより豊かに

平成12年の噴火活動による被害は大きく、島民の生活に多大な影響を与えましたが、各種の取り組みを通じ、現在は島民生活の再建が大幅に進みました。今後、「以前の生活を取り戻す」という「再建」の考え方以上に、「暮らしをより豊かにする」観点で、総合的に各種の取り組みを進めていくことを目指します。

（2）島の特性を愛する心で地域を元気に

島の自然、歴史、産業、暮らしといった地域特性・個性を島民が更に理解し、郷土三宅島に対する愛着や誇りが醸成されることで、島の特性を活かした魅力ある地域社会づくりと地域振興につながります。島の特性への理解や、島への愛情を基として、すべての島民が一丸となり、地域を活かした島づくりを進めていくことを目指します。

（3）社会基盤の整備を通して安全・安心を確かなものに

島民が安全・安心で豊かな生活を営むために、ハード・ソフトの両面で社会基盤の整備が必要であり、長期的な計画に基づき取り組みを進めていくことが求められます。村の各種計画のほか、国・都の計画との整合を図り、多岐にわたる施策・事業を総合的に総括した上で、基盤整備を着実に進めていくことを目指します。

（4）SDGsの視点で島づくりを持続可能なものに

「持続可能な開発目標」として国際的に掲げられているSDGs（Sustainable Development Goals）の考え方は、社会・経済・環境などにおける17のゴールの達成を通じ、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すものであり、島づくりにおいても踏まえるべき目標です。各施策において、このSDGsの考え方を反映させ、将来にわたって持続可能な島づくりを目指します。

3. 計画の構成と期間

第6次三宅村総合計画は、令和4（2022）年度～令和13（2031）年度の10年間における島づくりの基本姿勢を示す「基本構想」と、10年間の基本構想を実現するための施策内容を示した「基本計画」、さらに、具体的な施策や事業の実施のあり方を示した「実施計画」から構成されます。

（1）基本構想

内容：島の特性や今後の課題などをふまえながら、村民全体での協働を基に目指す島の将来像と、まちづくりの基本姿勢を示し、その具体化にあたっての基本方針と主要施策を示すものです。

期間：令和4（2022）年度を初年度とし、令和13（2031）年度を目標年度とする10年間。

（2）基本計画

内容：基本構想で定められた各基本方針に沿って、基本構想の達成に向けた基本的な施策・事業の計画を総合的・体系的に示すものです。

期間：令和4（2022）年度を初年度とし、令和13（2031）年度を目標年度とする10年間。

（3）実施計画

内容：基本計画に掲げる施策を効果的に推進していくにあたっての、個別の具体的な施策・事業の実施計画を示すものです。

期間：短期的な目標設定によって具体的な事業計画の実行性を確保する観点から、10年を5年ずつの半期に分け、毎年度見直しを行います。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
基本構想	[10年間の連続した矢印]									
基本計画	[10年間の連続した矢印]									
実施計画	[斜線矢印]					[斜線矢印]				
		[斜線矢印]					[斜線矢印]			
			[斜線矢印]					[斜線矢印]		
				[斜線矢印]					[斜線矢印]	
					[斜線矢印]					[斜線矢印]

第2章 三宅村の現況と課題

1. 三宅村政の諸条件

(1) 自然的条件

三宅島は、東京の南南西約180kmの太平洋上にある伊豆諸島の一島で面積55.20km²、周囲38.4km、中央に雄山（標高775m）がそびえる楕円錐形複式火山島です。有史以来たびたび噴火災害が発生しており、特に平成12（2000）年の噴火では、噴火活動の長期化（火山ガスの放出等）により住民は4年を超える島外避難生活を余儀なくされました。この噴火は雄山山頂から発生し火口中心部が500m以上陥没したことで、当時814mあった雄山の標高は現在の775mとなり、海岸部においては地盤沈下が起こるなど、三宅島に大きな地形変化をもたらしました。火山ガスについては、平成28（2016）年5月に一時的に放出量が多くなって以降、近年は放出がわずかとなっています。

気候は黒潮の影響を受け温暖多雨の海洋性気候で、年間の平均気温は平年値で17.7℃ですが、平成30年の平均気温は18.8℃となり、1942年以降の統計としては1位の記録となりました。また、年降水量は平年値で2,953.6mmであり、これは東京都の値の倍近くになります。さらに、三宅島は多くの島・沿岸部と同様に秋から冬にかけて大陸性高気圧による西または北東の季節風の影響を受けます。

(2) 歴史的条件

三宅島には縄文時代から人が住み始め、その名は一説には奈良時代に多治比真人三宅磨が伊豆の島に配流された（721年）ことに由来するといわれます。室町時代、関東管領上杉家に支配され、その後小田原北条氏に支配され北条氏滅亡まで続きました。この間に村が誕生し（1471年、伊ヶ谷村）、15世紀後半には、神着、伊豆、伊ヶ谷、阿古、坪田、の5村が整いました。江戸時代は徳川幕府の直轄地でしたが、明治2年に伊豆諸島の葦山県所管となり、明治9年静岡県編入を経て、明治11年東京府に編入しました。昭和18年東京都制が施行され、三宅支庁が開設し、昭和21年には、伊ヶ谷村、伊豆村、神着村が合併して三宅村となり、昭和31年2月1日に三宅村、阿古村、坪田村が合併して、現在の三宅村が形成されました。

(3) 社会的条件

三宅島の交通網については、離島という条件から海路が重要なものとなっています。昭和20年代に海路の定期船寄港が始まり、昭和39年に錆ヶ浜（阿古地区）、昭和41年には三池（坪田地区）に接岸港が完成、平成16年には伊ヶ谷漁港（伊ヶ谷地区）が避難港として整備され現在に至ります。また、空路については、昭和41年に坪田地区に都営空港が完成し、羽田空港との定期航空路が確保され、本土へのアクセスは飛躍的に改善されました。平成12年の噴火による全島民島外避難のため、定期航路は運航が一時中断されましたが、平成20年4月には再開されました。平成26年4月には、それまでの便に代わって、調布飛行場との間を結ぶ定期便が新たに就航し、以前に比べての便数増加や90%程度の高い就航率により、本土へのアクセスが格段に向上しました。また、平成5年からは伊豆諸島間を結ぶヘリコプター「愛らんどシャトル」の運行が開始されました。陸路については、主要道路として都道212号三宅循環線（三宅一周道路）が整備されており、島内公共交通機関としては、昭和24年から村営バスが運行しています。

2. 産業構造の推移

(1) 産業別就業者数の推移

国勢調査の就業人口をみると、第1次産業は、平成2年の324人(16.3%)から平成27年の100人(7.2%)に減少しています。また、第2次産業は平成2年の387人(19.4%)から平成27年の282人(20.2%)に、第3次産業は、平成2年の1,281人(64.3%)から平成27年の1,014人(72.6%)に、同じく減少しています。比率でみると、第1次産業の割合が低下し、その分第3次産業が上昇、また第2次産業も微増しています。島の主要産業であった農業と漁業は、昭和40年代半ばにして、島の恵まれた自然環境をベースにした観光産業に地位を譲り、現在に至っています。

平成12年の噴火活動により4年を超えて全島避難生活が継続したため、島内の産業は壊滅的な打撃を受け、就業人口でも大きく減少しました。平成17年2月に島外避難指示が解除され、帰島を果たしましたが、帰島を断念する事業者や高齢を理由に廃業する事業者が多かったことから、島内の産業は噴火活動以前の水準を回復するには至っていません。

(2) 産業構造の変化、地域の経済的な特性

三宅村は従来第1次産業が中心でしたが、社会経済の変化及び首都圏住民等の観光レクリエーションニーズにより、昭和45年以降、漸次第3次産業従事者が増加したことから、産業構造に大きな改革をきたしました。特に、観光産業の進展については、釣りをはじめダイビングやバードウォッチング等本島の恵まれた自然環境を求めて来島した観光人口の増加によってもたらされたものです。このため、今後とも既存資源を積極的に活用していくとともに、必要と考えられる関連諸施設の整備を進め、観光立島としての振興を目指していきます。

第1次産業は、後継者の育成・確保などを通じ生産力の向上に努めるとともに、生産基盤の整備を積極的且つ迅速に進め、施設の近代化と経営形態の改善を図ります。また、島内の自給力を高めるとともに、生産物のブランド化を図り、販売力の強化に努めます。所得の確保は観光を中心とした第3次産業の発展によるところが大きいことから、地産地消を進めながら第1次産業と観光産業との連携のとれた地域振興を促進していきます。

3. 人口構造の推移（後にデータを更新し、表現を適宜変更します。）

（1）三宅村における過疎の状況

三宅村における人口減少の主な要因は、高度成長期においては都会への人口流出でした。近年においても、依然として顕著な若年層の島外就職や少子化の進展などが、人口の年齢構成に多大な影響を与え、高齢化・過疎化が進んでいます。本村は、三宅村過疎地域自立促進計画を定め、地域の問題に対応した施策と諸政策の整備を施行し、社会資本の充実を図ってきましたが、依然として過疎化は進行しています。このため、各産業の活性化を図りながら就業の場を創出し、島内若年層及びU・I・Jターン者の定住化を促進し、本村の人口減少に歯止めをかけていくことが必要です。

（2）世帯と人口

国勢調査によると、平成27年の人口は2,482人、世帯数は1,483世帯、1世帯当たりの人口は1.67人です。平成12年の噴火前と比較し、平成22年時点では人口が約7割、世帯数が9割方の回復を遂げましたが、平成27年にかけては再び減少に転じています。

（3）年齢3区分別人口

年齢3区分別に人口をみると、平成2年に713人（18.2%）だった15歳未満の人口は、平成17年には138人（5.7%）に減少しましたが、平成27年には215人（8.7%）まで増えてきており、総人口に占める割合も上昇しています。一方、65歳以上についても、平成2年の758人（19.4%）から平成27年の948人（38.2%）に増加しており、高齢化が進んでいます。

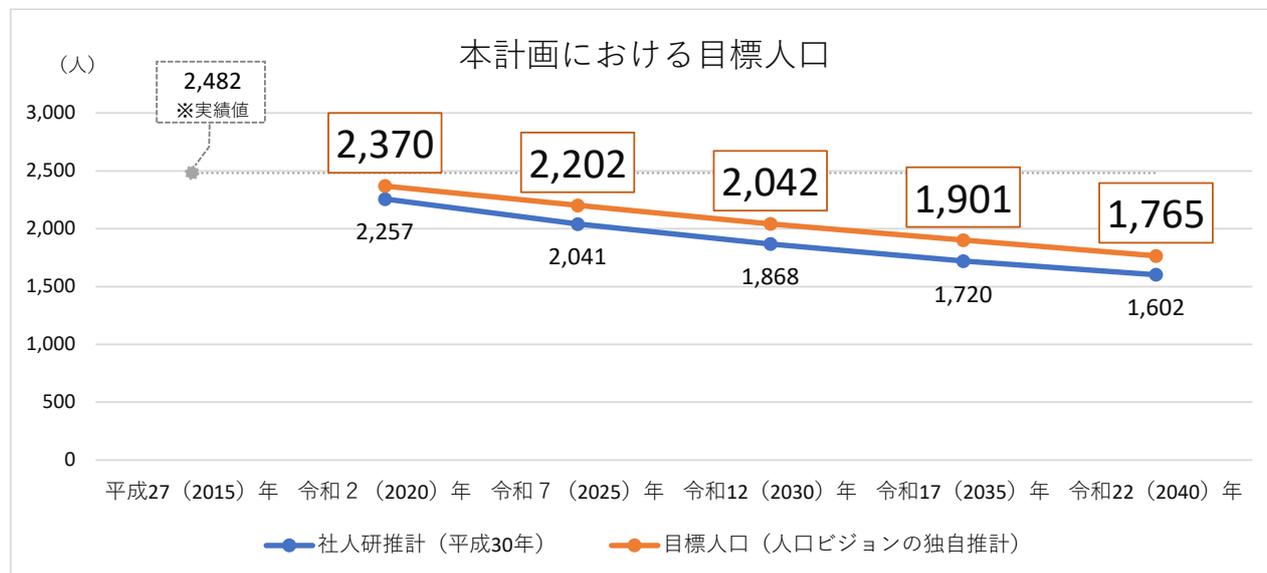
(4) 将来人口推計と目標人口

平成2年には4,000人弱の人口であった三宅村は、噴火と全島避難を経て、平成17年には2,439人、平成22年には2,674人と回復したものの、平成27年には2,482人、令和2年には2,274人と減少局面に転じています。（国勢調査結果）

また、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計（下図の青線部分）によると、村の人口は更に減少し続け、令和12年には2,000人以下にまで減少するとされています。

平成27年に策定した「三宅村人口ビジョン」の中でも、人口減少に対する取り組みを実施しない場合、少子高齢化の傾向が今後も続き、村の人口が大きく減少することが見込まれています。特に、平成27年に約1,300人であった15～64歳の生産年齢人口は、令和22年には約900人に減少する見込みとなっており、さらに、自然減の増加などの影響から高齢者についても減少が見込まれており、令和22年には、平成27年の約25%まで減少するとされています。平成24年に策定した第5次計画では、人口の維持及び増加が目標として掲げられましたが、全国的にも人口減少が進んでいる現実を踏まえ、その減少にいかにして歯止めをかけていくかという視点で考える必要があります。

本計画においては、こうした状況の中で、三宅村人口ビジョンで示した本村の独自推計の人口（施策による効果を見込んだ推計人口。下図の赤線部分）の確保を目指します。特に、活力ある社会の維持のためには、将来の生産年齢人口を着実に確保し、少子高齢化の抑止を図ることが非常に重要であると捉え、出生率の向上と移住促進に取り組むことで、生産年齢人口の確保を中心に、人口減少に歯止めをかけるための効果的な施策を推進していくこととします。



(令和3年7月1日現在の住民基本台帳における人口=2,371人)

第2編 基本構想

第1章 村の基本理念と10年後の将来像

ほぼ円形の三宅島、その中央には雄山が位置し、島民は雄山の裾野の5地区に分かれて暮らしています。5地区には互いに異なる地形、産業、歴史などがあり、それぞれに特色を有しています。

三宅島の歴史は火山とともにあったといっても過言ではありませんが、島の人々は、島に対する愛情とたくましい努力の積み重ねにより、その度に復興を遂げてきました。

しかし、近年では全国同様に人口の減少が進み、島民一人ひとりの生活も大きく変わりつつある中で、これからの活力ある島の未来を創り出していくためには、更なる島への愛情を推進力として、島内5地区のこれまでの歩みを大切にしつつ、思いを一つにまとめ、島民と行政が連携・協働していくことが重要です。このことから、本計画の基本理念を「ともに創り出す島（ふるさと）の未来」とし、10年後の将来像を「思いやりが環（めぐ）る豊かな島」としました。各地区の横の繋がりを深めながら、島全体が一つとなっていきいきと島の未来を創り出し、島を愛する一人ひとりの思いが、島民や来訪者への思いやりとなって島中を環（めぐ）り、温かい雰囲気にも包まれた三宅島となることで、観光客をはじめとした来訪者の増加、U・I・Jターン者や移住者の増加、ひいては地域の活性化にも繋がり、島全体の豊かさへと環ってくる、という将来を目指した各種施策を展開していくこととします。

『環』の字の意味：めぐる、めぐらす、わ

三宅島における『環』：環状（島一周道路）、環境（誇れる自然環境、釣り・バードウォッチング等を楽しめる自然、火山の景観、良好な子育て環境）など

基本理念

ともに創り出す ^{ふるさと} 島の未来



10年後の将来像

「思いやりが環（めぐ）る豊かな島」

思いやりが環（めぐ）る豊かな島となるため、10年後のめざす姿

村政と島民が協働して、10年後の以下の将来像の実現をめざします。

人口の維持・確保増加と経済の活性化

観光業と農業など、産業間での連携を通して経済振興が図られ、雇用の場が確保される。若年層を中心としたU・I・J ターン者の増加、住居の確保によって後継者不足も解消し、定住人口は、三宅村人口ビジョンで示した本村の独自推計の人口を確保している。

心を育てる教育体制の充実

学校だけでなく、島全体で子どもの教育を行う意識が共有され、島を愛する心が育つ環境となっている。また、年齢に関わらず郷土について学ぶことのできる体制が整備され、島の魅力についての認識・理解が向上している。

医療・福祉体制の安心向上

島内での医療・福祉体制が確保されるとともに、島外の医療機関との連携が整備され、出産をはじめとした医療・保健・福祉・介護、さらには防災分野での相互のネットワーク化を通し、島民の安心向上が図られている。

交通アクセスの利便性向上

島外とのアクセスについては、空路・海路のダイヤの見直しや交通機関の増便などにより、島民や観光客などの利便性が大幅に向上している。

島の魅力を生かした産業の振興

海・山などの自然資源等を生かした新たな観光形態の振興や、農林水産業における島の特産物の生産など、島の魅力を生かし、島民や観光客に提供する体制が充実している。

第2章 施策の大綱

今島に住んでいる人たちが豊かに暮らすことができ、三宅島で生まれ育った子どもたちがふるさとの未来のために将来帰ってくる、そして、移住を考える人たちにとっても魅力が感じられる島づくりを目指し、本計画で掲げる 10 年後の将来像を実現するため、以下の基本方針を定めます。

(1) 島に誇りと愛着をもつ人づくり

若者や子どもたちが、世代を超えた人のつながりを通して島ぐるみで育まれる中で、島に対する誇りと愛着を生涯にわたってもち続けられるよう、子育て支援や教育等の施策を推進します。

SDGsとの関連 ……………



(2) 生涯を通して活躍できる環境づくり

学びの場や文化・スポーツ等を楽しめる場、スキルに応じて地域で活躍できる環境が、どのライフステージでも確保されるよう施策を進め、島民の生きがいつくりを推進します。

SDGsとの関連 ……………



(3) 安心して健やかに暮らせる地域づくり

地域活動やコミュニティ活動への支援を通して地域全体での支え合いを推進するとともに、保健・医療・介護・福祉の連携や、それらの内容の充実を図り、高齢者や障がい者といった立場に関わらず、健やかに安心して暮らせる地域づくりに努めます。

SDGsとの関連 ……………



(4) 快適な暮らしづくり

居住環境や生活環境、情報通信基盤等の整備を計画的に行い、島民のみならず島外からの視点でも快適で暮らしやすい環境づくりを推進します。

SDGsとの関連 ……………



(5) 交通・移動の便利な島づくり

交通網や道路の整備について、島民だけでなく、免許を返納した高齢者や島外からの訪問客など、多様な視点で利便性が向上するよう、各種の施策を推進します。

SDGsとの関連 ……………



(6) 災害に強い島づくり

全ての島民が安全・安心に暮らしていくために、緊急時の対応や予防体制の整備を徹底し、災害に強い島づくりを推進します。

SDGsとの関連 ……………



(7) 地域資源を活かした産業づくり

農業・水産業等の産業基盤の整備とともに、三宅島の風土や環境を生かした特産物の生産・付加価値化や、流通経路の新規開拓などによって、島の魅力を島外へ広く伝え、三宅島に対する認知度の向上や興味の喚起に始まり、さらには観光客の誘致、受け入れ体制の確保など、地域産業の活性化を促す産業づくりに努めます。

SDGsとの関連 ……………



本計画の推進にあたって

本計画が目指す島づくりを推進するため、10ヶ年事業実施計画の進捗管理及び定期的な事業の見直しを行うとともに、組織体制の改善や職員の資質向上を図り、村政が健全な行財政運営のもと島民の期待やニーズに応えるための効果的かつ効率的な取り組みを推進します。また、本土や島嶼間による交流や連携体制の強化を図るための事業を積極的に推進します。

SDGsとの関連 ……………



第3編 基本計画

基本方針 1 島に誇りと愛着をもつ人づくり

SDGs との関連



基本施策 1. 子育てへの支援

現状と課題

本村では、伊豆地区のみやけ保育園で島内 1 園体制により保育園運営を行っています。

近年の社会経済状況、ライフスタイルや価値観の多様化等を背景として、本村でも地域コミュニティの衰退や子どもたちを取り巻く環境の変化等がみられます。特に、少子化は全国同様に重要な課題となっており、子育てへの支援の充実が求められます。引き続き、子育てを支援する体制や施設の整備とともに、子育て世代の方々が安心して出産・子育てができる環境づくりの構築が必要な状況です。

本基本施策を通して、子育てを支援する体制や施設の整備を図り、安心して出産・子育てができる環境づくりを推進します。

施策 1 – 1 子ども家庭支援の充実

施策の方向	施策の概要
① 地域ぐるみの子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な場所で子育ての相談ができるよう、地域の相互援助活動の充実を図ります。 ● 地域との連携等により、放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進めます。 ● 子どもがスポーツや学習を通して能力を育んでいけるよう、地域における活動の場の充実を図ります。
② 切れ目のない継続的な子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠期から子育て期にまでわたり、切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を整備します。
③ 保育環境の整備と人員確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様化するニーズに対応した保育内容の充実に努めます。 ● 国の法改正の動向等に合わせ、保育施設の拡充を検討していきます。 ● 保育環境を整備する上で必要な保育人材の確保に努めます。
④ 子育て家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てに関する学習機会や情報提供の充実を図るとともに、交流の場の確保に努めます。 ● 子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。 ● 家庭での養育が困難になった児童への支援や、養育に関する相談体制の充実を図ります。
⑤ 子どもや親の健康確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 出産に伴う相談支援と出産支援を行います。 ● 子どもと親の心身の健康保持・増進を図るため、相談・保健指導体制を充実します。 ● 学校保健や地域医療機関等との連携により、各種予防接種事業や思春期保健教育の充実を図ります。
⑥ 子どもの遊び場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園の管理等を通し、子どもの遊び場の整備に努めます。

基本施策 2. 魅力ある学校づくり

現状と課題

本村では、伊豆地区の三宅小学校及び三宅中学校で島内各 1 校体制により学校運営を行っています。

近年、社会状況は急速に変化しており、それに伴い、求められる教育のあり方にも変化が生じています。施設の整備に加え、新しい時代に即した教育体制の整備など、ハード・ソフト両面での取り組みが求められる状況です。

本基本施策を通して、少人数指導を活かした学力の向上や、校舎の整備、タブレット等の ICT 機器の活用、図書などの充実に積極的に取り組みます。

施策 2 - 1 学校教育の充実

施策の方向	施策の概要
①学力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 確かな学力の定着に向けて、指導内容の系統性や学びの連続性を確保し、個性を發揮できる子どもの育成に努めます。
②特別支援教育※の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいなどを理由に特別な支援を必要とする児童や生徒及び保護者に対し、適切な指導と支援を実施するため、特別支援教育支援員や特別支援教育コーディネーターをはじめ、教職員、専門機関、福祉団体や福祉ボランティア等との連携・協力を図りながら、学校教育や家庭教育における支援の充実に努めます。 ● 特別支援教育に関する地域住民の理解と協力を促進します。
③教職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育の方向性や学校の課題を踏まえた研修を実施します。 ● 教職員に本村の教育の方向性を示すとともに、子どもたちを育む環境づくりを進めるために、基本方針を作成して住民に公表します。 ● 教職員が積極的に地域に溶け込むための環境づくりを進めます。
④教育環境の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 遠距離通学を必要とする児童・生徒のための支援を行います。 ● 児童・生徒が安心して健やかに学校生活を送れるよう、校舎等の耐震化や老朽施設の改修整備を進めるとともに、新たな校舎の整備を検討します。 ● 学習教材や ICT 機器などの教育用備品の充実に努め、その利活用を図ります。 ● 体育館や校庭といった学校施設の地域開放等を通し、施設の活用を図ります。 ● 学校や関係機関と連携し、個々の状況に応じた、いじめや不登校の問題解決に努めます。

施策の方向	施策の概要
⑤特色ある学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の教育力を生かすため、コミュニティ・スクール(※)の実現に取り組みます。 ●教職員の地域意識の向上と地域学習機会の拡充に努めます。 ●島の未来を担う人材育成のため、一体型小中一貫校への移行を検討し、特色ある教育を推進します。

※特別支援教育：従来の盲・ろう・養護学校と小中学校の特殊学級という障害児教育のあり方が平成 18 年（2006）に見直され、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症など、教育や療育に特別のニーズのある子どもを含めた「特別支援教育」が実施されることとなりました。

※コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域の方がともに知恵を出し合い学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組みです。

基本施策3. 豊かな心の育成

現状と課題

子どもの豊かな心を育むためには、教科指導にとどまらず多面的に教育活動を展開していく必要があり、本村においても、感性や創造力、人権意識や食を大切にする心などの涵養に向けて、各種の取り組みが実施されています。

本基本施策を通して、各種の教育活動や相談体制を充実させ、学校内だけでなく地域全体での豊かな心の育成を図ります。

施策3-1 さまざまな教育機会の充実

施策の方向	施策の概要
①感性や創造力向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●文化団体などと連携し、青少年の芸術文化活動を推進します。 ●学校図書や村立図書館の充実などを通し、子どもたちの読書活動を推進します。
②道徳・人権・福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●人権や福祉に関する活動の機会を通して、他人への思いやりを大切にする子どもの育成に努め、いじめは絶対に許されないことや命の大切さについて学ぶ心の教育を推進します。 ●マナー向上運動やあいさつ運動などを実施して、道徳意識の向上を図ります。
③青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年が地域活動やボランティア活動に参加できる環境づくりを推進します。 ●地域活動やボランティア活動への参加機会の充実を図るとともに、リーダーの養成を支援します。 ●青少年の仲間づくりや居場所づくりを推進します。 ●青少年健全育成団体、青少年グループの育成を図るとともに、自主的な交流活動を支援します。
④相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●学校、家庭、地域、関係団体が連携し、児童・生徒の心の相談に対応します。 ●児童虐待の防止や、早期発見・対応を図るための体制整備を進めます。
⑤食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●食の大切さや、バランスの良い食事内容などを学ぶ機会を充実させます。 ●地場産物を活用することにより、地域の自然、文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育みます。 ●家庭や地域、生産者等との連携により食育を推進します。

基本方針 2 生涯を通して活躍できる環境づくり

SDGs との関連



基本施策 1. 多様な学習機会の提供

現状と課題

少子化を背景に人口減少が進む一方、平均寿命が伸長する中で、一人ひとりが生涯を通して活躍できるよう、学習機会の提供等の体制整備は一層重要なものとなっています。

本村では、住民が生涯にわたり活躍できるよう、また、郷土に対する理解を深め、島を愛する心を涵養していけるよう、各種の学習機会を提供してきました。さらに、活動・交流の場として、郷土資料館、文化会館、福社会館、コミュニティセンター、体育館の配置・整備を進めてきました。今後も引き続き、各種の学習機会の提供をはじめ、活躍の場や機会の確保など、多面的に取り組んでいくことが重要です。

本基本施策を通して、時代の変化も踏まえつつ、三宅島ならではの学習機会の充実を図るとともに、スポーツ等の活動を通じた交流を積極的に推進します。また、分野を超えた連携を通じ、あらゆる立場の人が活躍できる環境の創出を図ります。

施策 1 – 1 社会教育の充実

施策の方向	施策の概要
①郷土学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●郷土を愛する心を育むため、各地区の伝統行事への参加機会やその郷土芸能を学ぶ機会を設けるなど、郷土学習の充実を図ります。 ●噴火をはじめとする厳しい自然環境の中で生きてきた先人たちの知恵と経験を共有できる学習会等の開催や、三宅島の文化や各産業（漁業・農業・商工業・観光業）を体験するための学習の場の提供などにより、地域人材や地域資源を活用した多様な体験活動を推進します。 ●三宅島の歴史等に関する資料を収集・整理し、消えゆく物品や風習等の保存に努めます。
②環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●エコミュージアム（※）活動やごみの減量化・再資源化の取り組みなどを通して、循環型社会の構築に向けた環境意識の啓発を図ります。

※エコミュージアム：人々が暮らす地域全体を博物館（ミュージアム）ととらえ、自然・歴史・文化・環境を対象に、住民参加により保存・展示して運営していく取り組み。

施策 1 – 2 生涯学習・生涯スポーツの充実

施策の方向	施策の概要
①生涯学習活動機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民ニーズの多様化や、時代に的確に対応した学習プログラムの提供に努めます。 ● 地域人材や地域資源などを活用した学習プログラムの充実を図ります。 ● エコミュージアム（※）活動などを通して、地域を知る学習機会の充実に努めます。 ● 図書館資料の充実と図書情報のネットワーク化を図ります。
②学習情報と学習環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 学習意欲の喚起に向けて、情報発信機能の充実を図ります。 ● 郷土資料館などにおける生涯学習環境の充実に努めます。
③学習施設の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 学習施設の整備改修や視聴覚機能の充実を図ります。 ● 文化施設について、島外施設とのネットワーク化を推進します。 ● 魅力あるイベントや事業の企画・実施に努めます。
④芸術文化活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民の芸術文化活動の機会や活動の場の提供に努めます。 ● 文化団体の育成と活動支援に努めるとともに、団体間の交流を促進します。 ● 地域文化活動の拠点である郷土資料館の適切な運営と有効活用を推進します。
⑤地域伝統文化への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の伝統文化・伝統行事の保存・継承に向けた住民活動を支援します。 ● 文化財の調査・記録・指定措置などにより、適切な保護・保存を図るとともに、その意義や重要性の啓発・活用を推進します。
⑥スポーツ・レクリエーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 年齢や体力に応じてスポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加し、楽しむことができるよう、各種事業を推進します。 ● 健康・体力づくりや、地域コミュニティの活性化を図るため、生涯スポーツ組織の育成に努めます。 ● 誰でも気軽に参加できるスポーツの普及・促進に努めます。 ● 生涯スポーツを積極的に推進するために、スポーツ活動の指導者を養成します。
⑦体力の向上・スポーツ環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校の運動部活動や子ども関連スポーツ団体などへ専門的な指導者などを派遣し、ジュニアスポーツのレベルアップ、競技力の向上に努めます。 ● スポーツに親しみ、体力・健康増進を図るため、各種スポーツ教室の充実に努めます。 ● 地域のスポーツ団体の育成に努めるとともに、活動を支援します。

※エコミュージアム：p21 参照

施策の方向	施策の概要
⑧施設の充実と有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会教育施設及び社会体育施設の改修については、緊急性の高いものから計画的に進めます。 ● 小・中学校体育施設の開放を進めるなど、既存施設の有効活用を推進します。 ● 島内のスポーツ施設の集約化を図ることを目的とした総合的なスポーツ公園の整備を検討します。
⑨高齢者・障がい者の健康体カづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者一人ひとりの年齢、体力、目的等に応じて気楽に参加し楽しむことのできる生涯スポーツやレクリエーション活動を推進します。 ● 障がい者を対象としたスポーツ教室やイベントの充実を図るとともに、健常者との交流を促進し、障がい者スポーツの普及拡大に努めます。

基本方針 3 安心して健やかに暮らせる地域づくり

SDGs との関連



基本施策 1. 地域支え合いの支援

現状と課題

超高齢社会を迎えている本村において、ひとり暮らし高齢者や、寝たきり等の重度要介護者の増加に加え、家族介護者の高齢化など、問題が山積している状況です。また、障がいのある方も地域で健常者と分け隔てなく普通に共存できるよう、ノーマライゼーション（※）の実現に向けた取り組みが求められます。

さらに、1世帯当たり人員が減少の一途を辿っている昨今、家庭内での支え合いが難しい状況もあることを踏まえ、見守りなど地域ぐるみでの支え合いを充実させていく必要があります。

本基本施策においては、島内の実状に対応した介護サービス等の福祉サービスの提供と、安定した人材の確保に努めるとともに、情報提供等を通して利用しやすさの向上を図ります。また、保健・医療・介護・福祉の連携強化を推進するとともに、移動の問題や災害時など種々の場面で支援が必要な方を地域ぐるみで見守る地域ケア体制の構築、障がい者の交流の場の拡充、自立や社会参加の促進を目指します。

※ノーマライゼーション：「障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す」という理念。

施策 1 – 1 福祉サービスの充実

施策の方向	施策の概要
①福祉意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育や生涯学習における、福祉ボランティア体験や福祉関連講座などの充実を図ります。 ● 保健・医療関係機関との連携による講座やセミナーを開催します。 ● 障がい者に対する理解やノーマライゼーション（※）の理念についての啓発活動を充実します。
②地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民だれもが、地域社会の支え合いの中で、自分らしく安心して幸せな生活を送れるよう、やさしい福祉のまちづくりを進めます。 ● すべての住民が安心して外出し、社会参加できる環境を整備します。 ● 認知症高齢者や知的障害・精神障害のある方の権利擁護（※）を推進します。 ● ボランティア活動の拡充や福祉教育の充実などを通し、地域福祉活動の拠点である社会福祉協議会を支援します。 ● 各種の相談活動・見守り活動などを主体的に行っている、民生委員・児童委員や地域団体の活動を支援します。 ● 地域で安心して暮らせるよう、施設やサービスなど地域資源の情報について、集約した形での提供を図ります。
③自立生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険の給付適用外で介護の必要がある住民に対する在宅福祉サービス、相談機能の充実や住宅改修の費用助成等を推進します。 ● 障がい者の自立訓練や就労支援などの充実に努め、障がい者が自立して社会参加しやすい環境づくりを推進します。 ● 低所得者世帯の生活の安定を図るため、援護事業の有効活用や関係機関との連携により、就労などの相談・支援体制の充実に努めます。

施策の方向	施策の概要
④ 高齢者・障がい者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉団体などとの連携を強化し、在宅による高齢者や障がい者の健康的で文化的な日常生活を維持するためのサービスの充実を図ります。 ● 介護予防・地域包括ケア体制の確立と相談体制のネットワーク化を進め、自立生活の支援を図ります。 ● ひとり暮らし高齢者や要配慮者（※）の日常生活における不安解消のため、緊急時の見守り体制を充実します。 ● 障害福祉サービスの提供を通し、障がい者の自立や社会参加を支援します。 ● 必要な際に福祉サービスを利用できる環境の整備に向けて、安定した人材の確保に努めるとともに、福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。 ● 高齢者や障がい者の日常生活における移動・買い物等について、支援方策を検討します。 ● 認知症高齢者や障がい者が共に安心して暮らせるよう、共生型グループホームの設置検討等を含め、体制の整備に努めます。
⑤ バリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 村内福祉施設のバリアフリー化を推進します。

※ノーマライゼーション：p24 参照

※権利擁護：認知症患者や知的障害・精神障害などを持つ方の人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。

※要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児等の、防災施策において特に配慮を要する方。

施策 1 – 2 地域活動の活性化

施策の方向	施策の概要
①地域コミュニティへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会・青年団・老人クラブなどの活動を活性化するため、リーダー人材の育成を図るとともに、活動場所や情報の提供、情報発信などの支援を行います。 ● 各地区の自治会や各種団体などの横断的な意見交換や情報の共有化、交流活動を支援します。 ● 近所づきあいや、地域のつながりの再生を図ります。
②地域人材の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民による地域活動に対して支援を充実させ、活動・活躍の場の拡充に努めます。 ● 村民の技能を地域で発揮できる場づくりを推進します。
③高齢者の社会活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の知恵・経験・技能などを活かす機会の拡充を図ります。 ● 老人クラブ活動や高齢者の産業活動などへの支援体制を充実させ、高齢者の社会参加と生きがいを推進します。

基本施策 2. 健康づくりへの支援

現状と課題

平均寿命が延伸している中、「健康寿命」（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間の長さ）についても延伸していくことが重要です。

本基本施策においては、島民ができる限り健康状態を維持・改善し、生き生きとした生活を送ることができるよう、生活習慣病の予防や感染症拡大防止等、保健事業の充実を図るとともに、健康に関する相談、栄養指導、健康教室、ふれあいによる心のケアに関する相談や認知症予防等、幅広い活動を展開します。

また、医療施設及び医療機器類の整備と医療スタッフの充実を図り、不測の災害時や救急患者発生時に、迅速かつ確実に高次医療機関へ搬送できる体制を整備するとともに、ICT 化等を含めた環境整備などについても関係機関と調整し積極的に推進します。

施策 2 - 1 主体的に取り組む健康づくり

施策の方向	施策の概要
①健康づくりの意識啓発と実践機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯にわたる健康づくりのため、健康や運動に対する意識づくりを推進します。 ●健康イベントの開催等を通し、健康づくりを実践する機会の充実を図ります。
②生活習慣病対策と予防対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●健康的な食生活を促進するため、栄養指導・教育の充実に努めます。 ●村民が運動習慣を身につけられるよう、運動指導の充実に努めます。 ●生活習慣病予防対策に取り組めます。 ●介護予防のため、健康教育や食生活改善指導の充実に努めます。
③健診・相談体制と事後指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●定期的な健康診断や各種がん検診、効果的な保健指導の充実を図り、早期発見・早期治療を推進します。 ●専門人材の育成・確保に努め、健診体制の充実を図ります。 ●健診の事後指導の充実と相談しやすい体制づくりを推進します。 ●村民の心と体の健康保持のための相談体制の充実に努めます。
④保険制度の安定運営	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。 ●介護給付費の抑制のため、より一層の介護予防の充実を図ります。
⑤新型コロナウイルス等感染症の感染防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症の感染防止に向けて、村民に対する必要な知識の周知を図るとともに、感染症に対しての的確な感染防止対策を速やかに講じます。

施策 2 - 2 医療施設の整備

施策の方向	施策の概要
①地域医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 中央診療所の医療機器類の整備をはじめとし、医療体制の充実を図ります。 ● 専門医療や高次医療については、巡回診療の充実を図るとともに、都内医療機関との連携を図ります。 ● AED（自動体外式除細動器）配備の拡充を図ります。
②緊急医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● ヘリコプターによる搬送体制の整備や都内高次医療機関との連携強化に努めます。 ● 災害時の救急医療体制については、広域救急医療体制の整備を国・都・関係機関へ要請します。 ● 夜間土日祝日の医療体制の充実を促進します。
③医療スタッフの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師や必要な専門職種の確保に努め、中央診療所における医療スタッフの充実を図ります。
④医療施設・ICT 化等の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 安定的な医療の提供に資する施設整備に加え、電子カルテシステムやオンライン診療の推進等による業務の ICT 化の支援を図ります。

基本方針 4 快適な暮らしづくり

SDGs との関連



基本施策1. 快適な居住環境づくり

現状と課題

人口減少が進む本村において、島外からの就労者を確保することは重要ですが、そのためには住宅の提供体制の確保が大きな課題となっています。一方で、人が居住していない住居もあることから、それらの有効活用等を通して、快適な居住環境づくりに努める必要があります。

また、本村では、36棟 210戸（令和3年4月1日現在）の村営住宅を管理運営していますが、既存の村営住宅については老朽化が進行しており、長寿命化を図るために適切な補修や維持管理が求められます。

本基本施策を通して、島外からの移住者をはじめとした定住者を確保するため、村営住宅や居住していない空き家の有効活用等を図り、住居の提供を推進します。また、村営住宅については、長寿命化を図るための補修と維持管理に努めます。

施策 1 - 1 快適な居住環境づくり

施策の方向	施策の概要
①村営住宅の維持管理	●村営住宅の各設備の保守・修繕等を継続的に行い、長寿命化に向けた適切な維持管理に努めます。
②定住促進のための村営住宅や空き家の有効活用	●村営住宅や、現在使用されていない空き家などについて、島外からの移住者等に提供する住宅として整備するなど、有効活用の方策を検討します。また、住宅の確保から整備・有効活用まで一体的に進めるシステムを検討します。

基本施策2. 快適な生活環境づくり

現状と課題

快適な生活環境を維持整備する上では、生活水の安定供給、ごみや生活排水の適正な処理などの種々の取り組みが必要であり、また、そのための施設の維持管理が必要です。

本基本施策においては、ごみの減量化・資源化に向けた取り組みを実施し、ごみ処理施設の延命化を図るとともに施設更新の計画を進めます。また、簡易水道については、安全な飲料水、生活水の安定供給を行うため、水道施設の整備と維持管理に努め、災害時にも対応可能な給水体制の確保を図ります。生活排水については、汚泥再生処理センターの運営管理を行うとともに、合併処理浄化槽の設置推進を図ります。また、火葬場・墓地・公衆トイレの適正な運営管理に努めます。

施策 2 - 1 快適な生活環境づくり

施策の方向	施策の概要
①適正なごみ処理対策	<ul style="list-style-type: none">●ごみの減量化・資源化へ向けた村民意識の向上を図ります。●不法投棄の撲滅など生活環境対策を進めます。
②生活環境施設の運営管理	<ul style="list-style-type: none">●三宅村クリーンセンター及び三宅村汚泥再生処理センターの延命化と適正な運営管理に努めつつ、三宅村クリーンセンターについては、新規の整備を検討します。●合併処理浄化槽の設置を進めます。●火葬場・墓地・公衆トイレの適正な運営管理に努めます。
③安全な水の安定供給	<ul style="list-style-type: none">●安全な飲料水、生活水を安定的に供給するため、水質管理の徹底化を図ります。●災害時においても水を安定供給するため、水道施設の整備を進めるとともに、水道事業の健全化を図ります。●新たな給水体制の確保に向けた調査・研究を進めます。

基本施策3. 情報基盤の整備

現状と課題

社会の情報化が進んで久しい今日においてもなお情報通信技術の発展はめざましく、スマートフォンやタブレット型端末等の普及を通じ、住民生活や経済・産業活動に大きな影響を与えています。

本村においては、インターネット回線の敷設や、各戸への IP 告知端末の設置、Wi-Fi フリースポットの整備等が進められてきましたが、その維持管理に努めるとともに、新しい時代に即した利活用を図ることが求められます。

本基本施策を通して、情報基盤の進展に対応した魅力的なコンテンツの発信や、IP 告知端末の情報通信機能の新たな活用方法を検討します。また、災害時の情報通信機能の確保や、観光客等への情報通信サービスの提供についても関係機関と調整して整備を進めます。

施策 3 - 1 情報基盤の整備

施策の方向	施策の概要
①情報通信基盤の整備と活用	<ul style="list-style-type: none">● IP 告知端末の新たな活用方法を検討し、推進します。● 光ファイバーケーブルの維持管理を図ります。● 地上デジタル放送の難視聴世帯への対応を図ります。● 島内各所に Wi-Fi フリースポットの整備を進め、更なる通信基盤の向上を図ります。● 島民が情報通信基盤を有効に活用していけるよう、知識習得等における支援を図ります。

基本方針 5 交通・移動の便利な島づくり

SDGs との関連



基本施策 1. 道路の整備

現状と課題

交通・移動の利便性を確保する上で、道路の整備や維持管理は不可欠なものです。これまで、村内各所の道路の改修を進めてきていますが、今後も引き続き、村内の都道・村道の整備を通して道路体系の充実を図る必要があります。また、農道・林道については、農業・林業の振興方策と一体的に改良を進め、両産業における作業の省力化に資する整備を図ることが重要です。

本基本施策を通して、集落内道路の路面の不良箇所や、幅員の狭い路線の改良工事や修繕、消防対策のための導線確保等を進めるとともに、農道・林道については振興方策と合わせて整備します。

施策 1 - 1 村道・農道の整備

施策の方向	施策の概要
①都道、村道の整備	●国、都、関係機関と連携して、都道、村道を整備し、安全で機能的な道路体系の構築・維持を図ります。
②農道の整備	●農業振興の推進を図るため、利便性及び安全性に配慮した農道の整備を進めます。
③林道の整備	●林業振興の推進を図るため、既存林道の維持管理に努めます。

基本施策 2. 公共交通体系の整備

現状と課題

島内においては、主要な公共交通機関としての役割を村営バスが担っています。

本基本施策では、村営バスについて、利用しやすい環境の整備を行うとともに、維持管理等の効率性の検討、運行形態に関する費用対効果の向上を図ります。また、災害時の移動手段にもなる村営バスの台数を計画的に確保していくとともに、災害時に非常用電源として活用できる EV(電気自動車)バスの導入について検討します。

施策 2 - 1 公共交通体系の整備

施策の方向	施策の概要
①地域交通の確立	<ul style="list-style-type: none">● 村民が日常生活において利用しやすい公共交通の確立と、障がい者等に向けた利用者支援を推進します。● 三宅村営バス「フリー乗車券」の更なる利用促進を図ります。
②EV バスの導入	<ul style="list-style-type: none">● 二酸化炭素の排出を抑制でき、かつ災害時に非常用電源として活用できる EV(電気自動車)バスの導入について検討します。

基本施策3. 島の玄関口の整備

現状と課題

本村は東京都の行政区域に属しており、生活圏として東京都特別区との密接な関係を有しています。東京をはじめとして本土との間の移動の利便性を確保することは、島民だけでなく島への来訪者の便益にも大きく資するものです。また、本土との間の移動において島の玄関口となる空港や港湾の整備は、島民の便益確保のみならず、来訪者を迎え入れる態勢の整備の観点からも重要です。

本基本施策を通して、本土との空の便の維持・確保に努めるとともに、港湾については、各ターミナルの周辺環境の整備も含め、ユニバーサルデザインを踏まえた島の玄関口にふさわしい整備を図ります。

施策3-1 島の玄関口の整備

施策の方向	施策の概要
①空の玄関口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●現在の暫定空港ターミナルに代えて、通常時は誰もが快適な空間として利用でき、災害時には島外脱出拠点の一つとして、地震や噴火による噴石にも耐えられるRC造の新空港ターミナルの整備を、都に強く要望していきます。 ●現在の1日2～3便の就航数を維持していくとともに、1日3～4便への増便に向けて、国、都をはじめとする関係諸機関に積極的に要望していきます。 ●空港ターミナルの案内機能の向上及び周辺環境の整備を進め、空の玄関口としての充実を図ります。 ●ヘリコプター「愛らんどシャトル」の運行をはじめとする島しょ間交通の充実を図ります。
②海の玄関口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●船客待合所における観光案内等の宣伝強化及び島特産品等の販売機能の充実を図るとともに、ユニバーサルデザインの観点等も踏まえて誰もが利用しやすいよう、周辺環境の整備を、都に要望していきます。 ●東海汽船と協議し、運行体制の利便性向上に努めます。
③港湾・漁港整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●更なる就航率の向上を図るため、各港（三池港・阿古漁港・伊ヶ谷漁港）の港湾・漁港整備等について、都に要望していきます。 ●島外避難時の脱出拠点として、伊ヶ谷漁港の駐車場や日除け雨除け施設などの環境整備を、都に要望していきます。 ●乗降客の利便性と安全性の向上を図るための日除け雨除け施設などの付帯設備について、都に要望していきます。

基本方針 6 災害に強い島づくり

SDGsとの関連



基本施策1. 減災・防災対策の強化

現状と課題

本村は、度重なる噴火のほか、台風による被害も発生するなど、厳しい自然環境と対峙し続けてきた歴史を有しており、今後発生する恐れのある地震災害なども含め、非常時に村民の生命・財産を守るための減災・防災の取り組みは非常に重要です。

本基本施策においては、村民の生命・財産を守れるよう、自然の脅威に配慮した減災・防災対策を積極的に推進するとともに、火山をはじめとした防災学習の場の充実や、非常時に適切な行動を取れる人材の育成などを通し、ハード・ソフト両面で取り組みを進めることで、更なる「災害に強い島づくり」を目指します。

施策 1 - 1 災害に強い島づくり

施策の方向	施策の概要
① 消防・防災に係る施設・設備等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災拠点施設の機能強化（蓄電設備を含めた太陽光パネル設置による電力確保等）及び防災設備の整備を進めます。 ● 防災情報伝達手段の確保・整備を進めます。 ● 消防施設・消防車両等の整備を進めます。 ● 都や関係諸機関と調整を図りながら、島内の無電柱化を推進します。

施策の方向	施策の概要
②消防・防災体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 実効性のある防災体制を構築するため、地域防災計画を適時に更新するとともに、国土強靱化地域計画を策定します。 ● 自主防災組織との連携・協力について検討し、組織充実のための支援を進めます。 ● 防災について、学校等での学びの充実を図ります。 ● 要配慮者（※）の避難支援プランの拡充を進めます。 ● 他自治体との災害時相互支援ネットワーク（災害協定）の締結を進めます。 ● 救急救命士の育成を図ります。 ● 火山ガス対策の充実を図ります。
③消防・防災に係る 取り組みの周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 効果的なリスクコミュニケーション（※）の実施を図ります。 ● イベントにおける消防車の展示や訓練の公開などを通し、消防・防災に係る取り組みについて、一般住民向けの周知啓発を図ります。

※要配慮者：p26 参照

※リスクコミュニケーション：存在するリスク（危険）について、専門家だけでなく一般市民等も含めて、関係者間で広く情報や意見を相互に交換すること。リスクをゼロにすることは現実的でない中で、そのリスクをどう受け止め、どのように付き合っ生活していくのかを考える上で重要となる。

基本施策2. エネルギー供給体制の整備

現状と課題

本村の電力供給については、伊豆地区（大久保地区）の火力発電施設から村全域へ送電される体制となっておりますが、安定した電力供給体制の確保のためには、災害発生時を考慮した立地や、自然エネルギーの導入について検討する必要があります。

本基本施策を通して、島内の安定した電力供給体制の確保を図るとともに、自然エネルギーについて研究し、三宅島に適合した再生可能エネルギーの導入に向けた施策を推進します。

施策 2 - 1 エネルギー供給体制の整備と再生可能エネルギーの研究・開発

施策の方向	施策の概要
①安定した発電機能の確保	● 村民の生活と産業基盤を守り、常に安定した発電機能を確保するため、津波来襲の恐れのない安全区域への発電施設の移転について、国・東京都の協力を得ながら、東京電力（株）へ強く要望していきます。
②再生可能エネルギーの導入	● 三宅島に適合した再生可能エネルギーの導入に向けての研究・開発を積極的に推進します。
③庁用車のEV(電気自動車)化	● 庁用車について、二酸化炭素の排出を抑制でき、かつ災害時に非常用電源として活用できるEV(電気自動車)化を検討します。

基本方針 7 地域資源を活かした産業づくり

SDGs との関連



基本施策1. 地域特性を生かした農林業の振興

現状と課題

<農業>

産業構造が大きく変化する中で、畜産業を含めた本村の農業については、第三次産業関連との兼業という形での経営が主流となったほか、農家の高齢化が進むなど、農業の担い手の環境は変化しており、営農・就農の支援が求められる状況です。また、農業の振興を図る上で、観光業などの他産業と連携を図ることが求められます。

本基本施策においては、三宅村農業基本構想に基づき、各種の営農・就農支援策や、他産業との連携の支援策等を講じながら、島ぐるみで農業を活性化させていくための事業を実施します。

<林業>

林業についても、森林所有者及び林業従事者の減少と高齢化、後継者不足など、経営上の課題が存在しているほか、病害虫による被害等も問題となっています。また、火山活動等による被害を受けた森林については、回復に向けて引き続き取り組みが求められます。

本基本施策においては、火山活動により被害を受けた森林の回復とともに、森林病害虫の防除対策等を実施し、森林の保全に努めます。

施策 1 – 1 地域特性を生かした農林業の振興

施策の方向	施策の概要
①農業後継者の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 安定的な農業生産の持続に向けて、各種の支援等を通し、農業後継者の確保・育成を図ります。 ● 移住・定住に向けたインセンティブ付与（※）を検討します。
②農業の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産性を向上させるため、農業基盤の整備を図ります。 ● 自然環境や災害対応に配慮した農道の整備を進めます。 ● 農業者経営基盤の充実、地域営農体制の強化を図ります。
③新たな農産物・加工品の開発支援とPR	<ul style="list-style-type: none"> ● 特色ある農産物の開発や生産体制の整備を進めるとともに、当該農産物のPRを進めます。 ● 農商工観連携による新商品・加工品の開発支援と販売促進を進め、6次産業化（※）の推進を図ります。
④農産物の販路拡大とPR	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業収入の向上・安定化に向けて、農産物の販路拡大に努めるとともに、情報発信・PRのあり方について検討し、実行を図ります。 ● 消費者ニーズに応じた農産物づくりを進めます。 ● 販売組織と連携し、売れるものづくりを進めます。 ● 関係機関との連携を強化し、地場産物の新しい流通体制を構築します。
⑤遊休農地・村有農地等の利活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地に対するニーズを把握した上で、適切なマッチング体制の構築等により、遊休農地・村有農地等の利活用を図ります。
⑥農林業被害の対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 有害鳥獣等による農林業被害への対策に努めます。
⑦森林整備を通じた地域振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑化ボランティアに活動の場を広く提供し、森林整備への理解と植樹活動等の実施を推進します。 ● 森林病虫害の防除対策等を実施し、森林の保全に努めます。 ● 新たな特用林産物（※）の開発を推進し、森林資源を活用した地域振興を図ります。

※ 6次産業化：農畜産物、水産物等の生産者が生産（第1次産業）だけでなく、加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも主体的・総合的に関わり合うことで高付加価値化を図り、生産者の活性化につなげる産業形態。

※ インセンティブ付与：外部からの動機付けにより、対象者の特定の行動を誘発させる考え方。一般に、金銭面でのメリットなどによる動機付けを指し、ここでは、移住・定住を促すために、移住・定住者に何らかの利益が生じるようにすることを指す。

※ 特用林産物：食用とされるきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用のうるし、木ろう等の伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち、一般の木材を除くものの総称。

基本施策2. 地域特性を生かした水産業の振興

現状と課題

本村においては、豊かな自然を背景に各種の漁業が展開されていますが、漁業者の高齢化や後継者の不足などによる漁業従事者の減少が大きな課題となっており、漁業の基盤整備や資源管理と併せ、持続可能な漁業の体制整備が求められています。

本基本施策を通して、持続可能な漁業経営と新たな漁家経営の構築に向けた振興施策を関係諸機関と協議し、他産業との連携の支援策等を講じながら、地域の特性を活かした水産業の振興を図ります。

施策 2 - 1 地域特性を生かした水産業の振興

施策の方向	施策の概要
①漁業後継者の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 安定的な漁業生産の持続に向けて、各種の支援等を通し、漁業後継者の確保・育成を図ります。 ● 移住・定住に向けたインセンティブ付与（※）を検討します。
②水産業の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 効率的な漁業の推進、漁家所得の安定向上等を図るため、必要な共同利用施設の整備や漁場を造成することに対する支援を行います。
③島内の漁港整備と新たな活用の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 各漁港の活用目的や機能に応じた整備について、関係諸機関と協議し、都に要望していきます。 ● 阿古漁港は、集出荷場所、蓄養施設、漁船用燃油供給施設等の基盤整備を推進します。
④漁業の安定化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 漁業資源の回復・増大を図るため、関係諸機関と協力し、漁場の資源調査や種苗放流等を行い、資源の保護に取り組みます。 ● 持続可能な操業に向け、三宅島の資源・漁業実態に応じた漁場の整備及び資源管理に努めます。 ● 海面利用を巡るトラブルや事故の防止に向け取り組みます。
⑤水産物の供給体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 三宅島産水産物の地産地消を推進するとともに、産地直送等の新たな販路開拓について検討します。 ● 未利用水産物の有効活用方法（加工品開発等）について検討します。

※インセンティブ付与：p40 参照

基本施策3. 地域特性を生かした観光業の振興

現状と課題

観光業は、本村における基幹産業となっており、豊かな自然資源を背景として、海洋レジャー等の各種の観光メニューを提供しています。一方で、新たな観光メニューの開発を通じた魅力の向上が求められるほか、他産業と同様に後継者の確保も課題となっています。また、観光地としての島の魅力を高めるため、農業・水産業等の他産業と連携した観光振興を図ることも重要です。

本基本施策においては、既存の観光資源の質の向上と新たな観光メニューの開発等を関係団体と連携して行いながら、魅力ある観光立島を目指します。また、宿泊業の後継者の確保・育成に努めるとともに、空き家・空き民宿等を活用した観光振興施策を検討・推進し、経営安定化を図ります。

施策3－1 地域特性を生かした観光・レクリエーションの振興

施策の方向	施策の概要
① 宿泊業後継者の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊業の活性化を図るため、空き家や空き民宿等を活用し、島外からの誘致も含めた宿泊業後継者の確保・育成に努めます。 ● 移住・定住に向けたインセンティブ付与（※）を検討します。
② 滞在型観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光客が島の様々な魅力を知って、日帰り型の観光から滞在型の観光へ移行できるよう、関係団体と連携し、島の資源である鳥・海・森・星・火山等を組み合わせた魅力ある滞在型観光の推進を図ります。
③ 新たな観光メニューの開発	<ul style="list-style-type: none"> ● 低迷した島の経済活性化を図るため、観光協会をはじめとする関係団体と連携しながら、島の観光資源を活用した新たな観光メニューの開発に努めます。 ● 各種ガイドの育成や活躍の場の創出に係る体制の整備に向けて、各種の支援を図ります。
④ エコツーリズムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な利用に関するルールに基づいて、貴重な自然を守りながら観光利用を図る「エコツーリズム」について、研究及び検討を進め、三宅島ならではのエコツーリズムの推進を図ります。
⑤ 観光関係施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光地としての魅力の向上に向けて、温泉施設等、観光関係施設の整備を検討し、充実を図ります。
⑥ 効果的・効率的なイベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少を迎える中でも効果的・効率的にイベントを実施できるよう、統廃合を含め、イベントのターゲットや時期・内容について改めて検討した上での実施を図ります。

※インセンティブ付与：p40 参照

基本施策4. 地域に根差した商工業の振興

現状と課題

商工業は、村民の日々の生活を支えるだけでなく、観光客等に魅力のある商工サービスを提供する基盤ともなるものであり、後継者の確保等を含めた経営支援とともに、特産品の開発等による本村の魅力向上が求められています。

本基本施策においては、地域経済の活性化を図るため、既存特産品の販路拡大や新たな特産品開発の支援に加え、商店や民宿等の質の向上など、商工業における基盤整備の取り組みを関係団体と連携して進めます。さらに、後継者の確保・育成及び島内で起業しやすい環境整備を進めます。

施策 4 - 1 地域に根ざした商工業の振興

施策の方向	施策の概要
① 商工業後継者の確保・育成	<ul style="list-style-type: none">● 商工業の活性化を図るため、空き店舗や空き公共施設等を活用し、島外からの誘致も含めた商工業後継者の確保・育成に努めます。● 移住・定住に向けたインセンティブ付与（※）を検討します。
② 中小企業への支援	<ul style="list-style-type: none">● 商工会との連携により、人材育成・経営相談・販路拡大・技術力向上などに関する相談・指導体制、講習会等の充実を図ります。
③ 起業・事業継承に係る支援	<ul style="list-style-type: none">● 人口減少・高齢化を迎える中でも商工業の振興を図るため、起業や事業継承にかかる支援の充実を図ります。
④ 商店・民宿等の活性化	<ul style="list-style-type: none">● 空き店舗を活用し、起業の支援と商店への多様な業種・業態の参入促進を図ります。● 特色あるイベントの開催を支援し、商店の集客能力の強化に努めます。● 新規参入の促進等を含め、民宿の活性化を図るとともに、他産業との連携促進等を通し、提供できるサービスの質の向上支援を図ります。
⑤ 新特産品の開発	<ul style="list-style-type: none">● 商工業者等による特産品の研究・開発、製品化、販売促進の支援を行います。

※インセンティブ付与：p40 参照

本計画の推進にあたって

SDGsとの関連 ……………



1. 行政の健全運営と職員の資質向上

第6次総合計画の進行にあたって、定期的な進捗管理・評価及びその公表と、事業の見直しや公共施設の有効活用等を含め、効率的で効果的な事業運営を推進します。また、職員研修の実施や人事評価制度の運用を継続し、職員の資質や公務能力の向上に努めます。

取り組みの方向	施策の概要
①計画的な行政経営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 限られた財源を有効に活用し、行政サービスの向上に努めます。 ● 行政評価システムの構築による効率的で効果的な事業実施に努めます。
②組織体制の改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 長期的課題や緊急的課題に柔軟に対応できる組織づくりに努めます。 ● 職員全体を対象とした研修に加え、階層ごとの研修を行い、行政課題に的確に対処できる人材育成に努めます。
③行政機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民ニーズの多様化に対応できる質の高い行政サービスの提供に努めます。 ● 窓口業務の向上のため、職員の専門性の向上や、マニュアル等の整備に努めます。 ● 村政の公正性と透明性の確保に向け、行政資料の情報公開や、行政の説明責任の徹底を行い、村民との信頼関係の確保に努めます。

2. 財政の健全運営

村税を主とする自主財源の確保に努めるとともに、事務事業全般について費用対効果等の観点から見直しを行い、歳入規模に見合った歳出規模・歳出構造への転換を図ります。また、行政の透明性の確保や、村民に開かれた島づくりを推進するために、財政状況について分かりやすく情報提供します。

取り組みの方向	施策の概要
①財政基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 税の公平負担の原則から、未収債権の確実な回収に努めるとともに、徴収率の向上と課税客体捕捉の向上の両面から、村税確保策を強化します。 ● 受益者負担の公平性の観点から、行政サービスに係る使用料や手数料などの見直しを検討するとともに、利用計画のない村有財産の処分及び活用についても検討します。 ● 中長期的な財政計画に基づいて財政運営の充実強化を図ります。
②債権の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 税や保険料、使用料等を納期限内に納めている方との公平性を確保するため、庁内全体で債権の確保に努めます。
③事務事業の見直しと経費の削減	<ul style="list-style-type: none"> ● ラスパイレス指数や類似他団体の実態を踏まえ、職務や職責に応じた給与水準の適正化に努め、人件費の抑制に努めます。 ● 人件費や物件費、補助金等の経常的な経費はもとより、投資的経費についても機能や品質を確保した上でのコスト縮減に取り組み、歳出抑制効果を最大限に引き出すよう努めます。 ● 補助金や交付金について、受益者負担がふさわしいものや、既に目的が達成されたものなどについては、その事業効果を勘案し、段階的に廃止するなどの見直しを行います。また、補助交付団体に対しては一層の自助努力を促すとともに、指導監督の強化に努めます。 ● 特別会計については、独立採算の原則に則り、歳入歳出について総点検し、住民ニーズを踏まえつつ、安易に一般会計からの繰り入れに依存することのないよう、経営の見直しに努めます。

3. 広域的な交流・連携の推進

本村が属する伊豆諸島の島嶼地域では、地域振興、地域医療、防災などの面で共通した課題を抱えており、緊密な連携体制の構築や、その基盤となる交通体系や情報通信網の確保が求められます。

今後とも、各団体との連携・協力をより一層強化しながら、島嶼地域の産業・観光振興、人材の育成・確保、生活・文化の水準の向上、情報化社会への対応等について、広域的に取り組んでいきます。

取り組みの方向	施策の概要
<p>① 本土と島嶼間の連携強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 島嶼地域で実施している広域的な取り組みを基盤に、最終処分場等の施設の相互利用など適切な行政機能の分担を図るとともに、島嶼間共同で取り組むべき課題については、積極的にその解決に向けた取り組みを連携して進めながら、課題の解決及び行政コストの軽減に努めます。 ● インターネットを活用した島嶼間の情報ネットワークの充実を図り、本土と島嶼間における情報の共有化を推進します。 ● ヘリコプター「東京愛らんどシャトル」の利用と安定運航のための支援を図り、島嶼間との交流を推進します。 ● アンテナショップ「東京愛らんど」をはじめとしたアンテナショップの利活用と支援を図り、都市住民との交流を推進します。 ● 友好町村をはじめとした都市住民と島民との交流事業を推進します。 ● 島ぐらし体験や婚活イベント等を通じた島外者と島民との交流事業を実施するとともに、更なる関係人口の増加・交流機会の創出のための事業を推進し、U・I・J ターン者の移住・定住促進に繋がります。

第4編 総合戦略

本計画における施策のうち、特に重点的に取り組む施策（重点施策）について、総合戦略として位置付けます。

第3編の「基本計画」では村の全般的な施策を定めている一方、本編「総合戦略」においては、それのうち特に人口減少対策に資する施策を、以下の3つの基本戦略に集約しました。

基本戦略1．活力ある産業を支える人材の確保

基本戦略2．人的交流の機会創出による活性化

基本戦略3．ICT利活用を通じた暮らしやすさの向上

本総合戦略の特徴としては、下記の3つが挙げられます。

(1) 人口減少対策に資するものであること

前述の通り、総合戦略においては、本計画で定める全般的な施策のうち、特に人口減少対策に資する施策を集約しています。活力ある社会の維持のために欠かせない人口減少対策を、本総合戦略の実行を通して推進していきます。

(2) 分野を超えて連携・推進していくものであること

上記の基本戦略は、本計画の施策を単に集めたものではなく、分野を超えて連携・推進していくべき施策を、3つの基本戦略のそれぞれの方向性ごとに集約したものです。特定の分野の枠にとらわれずに各戦略を実行していきます。

(3) 数値目標が設定されたものであること

各基本戦略においては、実効性の確保のため、数値目標を定めています。適宜この目標に照らし合わせて進捗状況进行评估し、その後の方向性を改めて検討することで、戦略の着実な実行を図ります。

基本戦略 1 活力ある産業を支える人材の確保

人口減少・少子高齢化が進む本村においては、活力ある産業を維持・継承していくための人材の確保が課題となっています。一方で、豊かな自然に支えられる本村の産業は、独自の魅力を有しており、人をひきつけるものです。

今後、島内外の方に、本村の産業への興味をもっていただき、各種の就業支援策等を展開することで、活力ある産業を支える人材の確保を図ります。

数値目標：就業者数

現状（平成 27 年度）	目標（令和 12 年度）
1,413 人	1,163 人（維持）（※）

※令和 12 年時点の目標人口に対し、平成 27 年度時点の就業率を乗じた数値。

施策の方向	本戦略における考え方
①高齢者の社会活動の推進（P27）	●人口減少・少子高齢化が続くと見込まれることを踏まえ、高齢者が自身の能力を活かして活躍できる機会の拡充や、高齢者の産業活動などへの支援体制の充実を図り、高齢者の社会参加・生きがいつくりと産業における人材確保の双方を推進します。
②定住促進のための村営住宅や空き家の有効活用（P30）	●村営住宅や空き家などについて、島外からの移住者等に提供する住宅として整備するなどの有効活用を進めることで、産業における人材確保を図ります。
③農業後継者の確保・育成（P40）	●各種の支援等を通して農業後継者の確保・育成を図るとともに、移住・定住に向けたインセンティブ（※）付与を検討します。
④遊休農地・村有農地等の利活用（P40）	●農地に対するニーズを把握した上で、遊休農地・村有農地等のマッチング・利活用を進め、本村での農業への従事を検討する方の便宜を図ります。
⑤漁業後継者の確保・育成（P41）	●各種の支援等を通して漁業後継者の確保・育成を図るとともに、移住・定住に向けたインセンティブ付与を検討します。
⑥宿泊業後継者の確保・育成（P42）	●空き家や空き民宿等を活用し、島外からの誘致も含めた宿泊業後継者の確保・育成に努めるとともに、移住・定住に向けたインセンティブ付与を検討します。
⑦起業・事業継承に係る支援（P43）	●人口減少・高齢化を迎える中でも商工業の振興を図るため、起業や事業継承にかかる支援の充実を図ります。
⑧商店・民宿等の活性化（P43）	●空き店舗を活用し、起業の支援と商店への多様な業種・業態の参入促進を図るとともに、他産業との連携促進等を通じ、提供できるサービスの質の向上支援を図ります。

※インセンティブ付与：p40 参照

施策の方向	本戦略における考え方
⑨商工業後継者の確保・育成（P43）	● 空き店舗や空き公共施設等を活用し、島外からの誘致も含めた商工業後継者の確保・育成に努めるとともに、移住・定住に向けたインセンティブ付与を検討します。

KPI[※]

項目	現状	目標
新規漁業従事者数	—	のべ5人（令和12年度まで）
新規農業従事者数	—	のべ5人（令和12年度まで）
起業件数	—	のべ3件（令和12年度まで）

※KPI：Key Performance Indicator の略で、日本語に訳すと「重要業績評価指標」となるもの。目標を達成するための重要な業績について、この指標を基に達成状況を継続的に確認することで、最終的な目標達成に向けた進捗の把握が可能となる。

基本戦略 2 人的交流の機会創出による活性化

本村において、生産年齢人口の確保は非常に重要な課題です。その一方、自然豊かな島での暮らしを魅力と感じ、本村への移住を希望される方もいます。

今後、島内外の方の人的交流の機会を積極的に創出し、本村への興味喚起や関係人口の増加につなげるとともに、移住に興味のある方が島での暮らしを体感して前向きに検討できるような施策を推進し、本村の活性化を図ります。

数値目標：転入者数

現状（令和2年度）	目標（令和12年度）
167人	190人

施策の方向	本戦略における考え方
①定住促進のための 村営住宅や空き家の 有効活用（P30）	<ul style="list-style-type: none"> ● 島外からの移住を検討する方にとって、住む場所の確保は非常に重要である点を踏まえ、村営住宅や現在使用されていない空き家などを整備して提供するなど、有効活用の方策を検討します。また、住宅の確保から整備・有効活用まで一体的に進めるシステムを検討します。
②効果的・効率的なイベントの実施（P42）	<ul style="list-style-type: none"> ● イベントの実施は、島外からの方も含めて人的な交流を図るよい機会であることを踏まえ、人口減少を迎える中でも効果的・効率的にイベントを実施できるよう、ターゲットや実施時期・内容について改めて検討した上での実施を図ります。
③本土と島嶼間の連携強化（P46）	<ul style="list-style-type: none"> ● アンテナショップ「東京愛らんど」をはじめとしたアンテナショップの利活用と支援を図り、都市住民との交流を推進します。 ● 友好町村をはじめとした都市住民と島民との交流事業を推進します。 ● 島ぐらし体験や婚活イベント等を通じた島外者と島民との交流事業を実施するとともに、更なる関係人口の増加・交流機会の創出のための事業を推進し、U・I・Jターナー者の移住・定住促進に繋がります。

KPI

項目	現状	目標
観光客数	36,070人（令和元年）	50,000人（令和12年度）
島暮らし体験事業 体験者数	5人（令和元年度）	のべ150人（令和12年度まで）
うち移住者数	—	のべ10人（令和12年度まで）

基本戦略 3 ICT利活用を通じた暮らしやすさの向上

全国的に人口減少・少子高齢化が進み、社会の担い手が不足していくことが見込まれる中で、ICT 利活用を通して労働の省力化を図ることは、社会の活力の維持において重要であり、また、暮らしやすさの向上を通して間接的に移住促進にもつながるものです。

今後、教育・医療・産業などといったあらゆる面で ICT 利活用を推進し、暮らしやすさの向上を図ります。

数値目標：転入者数（再掲）

現状（令和2年度）	目標（令和12年度）
167人	190人

施策の方向	本戦略における考え方
①教育環境の整備充実（P17）	●教育に係る ICT 機器など備品の充実に努め、その利活用を進めることで、教育の質の向上を図ります。
②医療施設・ICT 化等の環境整備（P29）	●安定的な医療の提供に資する施設整備に加え、電子カルテシステムやオンライン診療の推進等による業務の ICT 化の支援を図り、安心して暮らせる環境の整備を進めます。
③情報通信基盤の整備と活用（P32）	<ul style="list-style-type: none"> ●IP 告知端末の新たな活用方法を検討し、情報通信の一つの手段として推進することで、島に暮らす方がもれなく情報を取得できるような環境の整備を図ります。 ●光ファイバーケーブルの維持管理を行い、情報通信基盤の整備を図ります。 ●島内各所に Wi-Fi フリースポットの整備を進め、更なる通信基盤の向上を図ります。 ●島民が情報通信基盤を有効に活用していけるよう、知識習得等における支援を図ります。
④本土と島嶼間の連携強化（P46）	●インターネットを活用した島嶼間の情報ネットワークの充実により、本土と島嶼間における情報の共有化を推進し、暮らしやすさの向上を図ります。

KPI

項目	現状	目標
IP 告知端末後継機の整備率	0%（令和3年度）	50,0%（令和12年度）